

宮崎県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金交付要綱

令和7年3月21日
福祉保健部障がい福祉課

（趣旨）

第1条 県は、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図るため、予算で定めるところにより、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は障害児通所支援事業所等（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）（以下これらを「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 宮崎県内に所在する別表「3 補助対象サービス」欄のいずれかに該当する事業を営む者
- （2） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

（申請書及び申請書に添付すべき書類）

第4条 第1条の補助金の交付の申請は、規則第3条の補助金等交付申請書に代えて障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金申請書（計画書）（別記様式第1-1号。以下「申請書」という。）により行うことができる。

- 2 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1-1号、同条第2号の収支予算書は別記様式第2号によるものとする。
- 3 規則第3条第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - （1） 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金計画書（事業所別個表）（別記様式第1-2号）
 - （2） 前号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- （2） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(計画変更の承認)

第7条 規則第10条第2項の規定により、知事に提出した書類の変更をしようとする場合は、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金申請書(計画書)(別記様式第1-1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金計画書(事業所別個表)(別記様式第1-2号)
- (2) 変更収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の減とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 第1条の補助金の申請を行い、交付決定を受けた補助事業者(以下「交付対象者」という。)が、審査支払機関(宮崎県国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という。)に対し、令和6年12月分(12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなどの場合は令和7年1月、2月又は3月の任意の月。以下「基準月」という。)に係る障害福祉サービス等報酬又は障害児通所支援等報酬(以下「障害福祉サービス等報酬等」という。)の請求をしたことをもって、補助金の交付の請求があったものとみなす。

- 2 前項の請求の額は、交付対象者が国保連に請求をした基準月に係る障害福祉サービス等報酬を元に算出した別表「5 補助額」のとおりとする。
- 3 第1項の補助金の交付は、交付対象者が申請書において届け出た口座(国保連に障害福祉サービス等報酬等の振込先口座として登録している口座又は県に届け出られた口座)に対し行われるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書(別記様式第3-1号)に次の書類を添えて、令和7年10月末日までにしなければならない。

- (1) 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書(事業所別個表)(別記様式第3-2号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類
- 2 報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の規定により実績報告をした場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第4号によ

り速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金に適用する。

別表（第2条、第3条及び第10条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助対象サービス（注1）	4 交付率（注2）	5 補助額	6 補助率
障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金	職場環境改善の取組に必要な費用及び福祉・介護職員等の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。））の改善を行うために必要な費用（注3）	居宅介護	12.7%	「一月当たりの障害福祉サービス等報酬等総額（注4）」に「3 補助対象サービス」欄に定めるサービスごとに「4 交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）	10/10以内
		重度訪問介護	12.7%		
		同行援護	12.7%		
		行動援護	12.7%		
		重度障害者等包括支援	12.7%		
		生活介護	7.2%		
		施設入所支援	13.6%		
		短期入所	13.6%		
		療養介護	13.6%		
		自立訓練（機能訓練）	7.9%		
		自立訓練（生活訓練）	7.9%		
		就労移行支援	5.5%		
		就労継続支援A型	5.5%		
		就労継続支援B型	5.5%		
		就労定着支援	5.5%		
		自立生活援助	5.5%		
		共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%		
		共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%		
		共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%		
		児童発達支援	9.6%		
		医療型児童発達支援	9.6%		
		放課後等デイサービス	9.6%		
		居宅訪問型児童発達支援	9.6%		
		保育所等訪問支援	9.6%		
福祉型障害児入所施設	16.6%				
医療型障害児入所施設	16.6%				

（注1）
 ・基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下「処遇改善加算」という。）を算定しており、かつ国実施要綱「6 賃金改善等の要件」を満たす障害福祉サービス事業所等を運営する者を指す。
 ・処遇改善加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしている場合は、本事業の対象とする。
 ・就労定着及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。
 ・申請時点で、廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等は、本事業の対象外とする。
 ・指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない地域相談支援、計画相談支援（移行）、計画相談支援（定着）及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

（注2）
 ・障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

（注3）
 ・本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。
 ・一時金について、法定福利費等の事業主負担分に含めることも可能とする。

（注4）
 ・障害福祉サービス事業所等における基本報酬に各種加算減算を加えた報酬総額をいう。
 ・障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。
 ・過去に支払われた報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年11月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）
 ・基準月の障害福祉サービス等報酬等に過誤調整が生じた場合は、令和7年4月10日までに国保連により受理されたものに関し、反映させる。